

環境影響評価技術審査会の運営に関する規程

平成 14 年 1 月 30 日環境影響評価技術審査会決定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、環境影響評価条例（平成 10 年宮城県条例第 9 号。以下「条例」という。）第 5 4 条の規定に基づき、宮城県環境影響評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（参考人の意見の聴取）

第 2 条 技術審査会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

（技術審査会の会議の傍聴）

第 3 条 会長は、技術審査会の会議（以下単に「会議」という。）の会場において事務局の職員に傍聴を申し出た者に会議の傍聴を許すものとする。

- 2 会議の傍聴定員は、10 人とする。ただし、審議内容の重要性が高いと認められる場合は、適宜増員することができる。
- 3 会長は、会議ごとに、あらかじめ、傍聴定員のうち報道関係者以外の者の人数が占める割合を定めることができる。
- 4 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に対し、必要な指示をし、又は事務職員をして指示させることができる。

（議事録）

第 4 条 会長は、会議ごとに、議事録を事務局の職員に作成させるものとする。

（部会）

第 5 条 技術審査会は、所掌事務を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、技術審査会の委員及び専門委員の中から、会長が指名する。
- 3 部会に部会長をおき、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告する。
- 6 部会の会議は、当該部会に属する委員及び専門委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 8 第 2 条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「技術審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 11 年 6 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 1 月 30 日から施行する。